

目黒区入札監視等委員会要綱

平成17年8月10日付け目総契第470号決定

(趣旨)

第1条 この要綱は、目黒区付属機関の設置に関する条例(令和6年3月目黒区条例第9号)第3条の規定に基づき、目黒区入札監視等委員会（以下「委員会」という。）の組織及び運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 委員会は、次の各号の規定により報告を受け、又は審議等を行い、必要と認めた場合には区長に対して意見の具申を行う。

- (1) 目黒区の契約全般にわたるマネジメントサイクルの状況を点検すること。
- (2) 目黒区が発注した工事、業務委託その他の契約（以下「区の契約」という。）に係る入札・契約手続の運用状況等について報告を受けること。
- (3) 区の契約に関し、条件付一般競争入札参加資格の設定の経緯、指名競争入札及び希望型指名競争入札に係る当該指名の経緯並びに業者指定により随意契約を行った場合における当該指定の経緯に関する審議を行うこと。
- (4) 区の契約に関する談合情報への対応について報告を受けること。
- (5) 区の契約に関し、一般競争入札、指名競争入札及び随意契約における入札・契約手続並びに成績評定、指名停止並びに入札参加除外措置及び勧告措置に係る再苦情処理を行うこと。
- (6) その他入札・契約手続における公平性・公正性の確保と透明性の向上を図るために必要な事項

(委員の構成等)

第3条 委員会は、入札・契約制度に関し学識経験・専門知識を有する者のうちから区長が委嘱する委員3人をもって組織する。

- 2 委員の任期は2年とし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。ただし、再任を妨げない。
- 3 委員の氏名及び職業は、公表するものとする。

(委員長)

第4条 委員会に委員長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 3 委員長に事故等があるときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(委員会の開催)

第5条 委員会は、必要に応じて委員長が招集する。

- 2 委員会は、その所掌事務を遂行するために必要があると認めるときは、関係者に対して出席を求め、意見を聞き、又は資料の提出を求めることができる。

(再苦情処理)

第6条 委員会は、第2条第1項第5号の事務に関し、再苦情の申立てがあったときは、却下すべき場合を除き、再苦情処理会議を開催し、審議を行う。

2 委員会は、前項の審議を終えたときは、意見書を作成し、その結果を区長に報告するとともに、公表を行う。

3 前項の報告は、再苦情の申立てがあった日から概ね50日以内に行われなければならない。

(委員の除斥)

第7条 委員は、自己又は3親等以内の親族の利害に関係のある案件については、議事に加わることができない。

(定足数及び表決数)

第8条 委員会は、2人以上の委員の出席がなければ、会議を開くことができない。

2 委員会の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

(守秘義務)

第9条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

(議事概要の作成及び公表)

第10条 委員会は、議事概要を作成し、これを公表する。

(委員会の庶務)

第11条 委員会の庶務は、総務部契約課で処理する。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営に関する事項その他必要な事項は、別に定める。

付 則

この要綱は、平成17年8月10日から施行する。

付 則 (平成18年3月10日付け目総契第1169号)

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

付 則 (平成19年4月1日付け目総契第26号)

この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

付 則 (平成23年8月22日付け目総契第4085号)

この要綱は、平成23年8月29日から施行する。

付 則 (令和6年3月29日付け目総契第21302号)

この要綱は、令和6年4月1日から施行する。